

議案第 159 号

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(設置)

第 2 条 市民、行政及び事業者が連携協力したまちづくりを推進し、並びに住民自治活動などを支援するためセンターを設置する。

第 4 条から第 7 条までを次のように改める。

(事業)

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 伊賀市自治基本条例(平成 16 年伊賀市条例第 293 号)第 36 条に規定する伊賀市市民活動支援センターに関する事業
- (2) 施設及び設備の利用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(管理)

第 5 条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。

(使用の許可)

第6条 別表第1に掲げる施設（以下「使用施設」という。）及び別表第2に掲げる設備（以下「設備」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 設備を使用することができる者は、住民自治活動などを行う次に掲げる個人又は該当者で組織する団体とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 指定管理者は、センターの管理運営上支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に設備を使用させることができる。

4 指定管理者は、使用施設並びに設備の管理及び運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

（使用の不許可）

第7条 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他の集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

第14条を第19条とし、第13条を第16条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの使用許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (5) その他センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、

市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第18条 指定管理者がセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。

第11条及び第12条を削る。

第10条中「第5条第2項」を「第6条第4項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特に必要があると認められるときは、別に定める基準により利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。
- (2) 使用を開始しようとする日から起算して7日前までにセンターの使用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、その使用が終わったとき又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第9条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「この規定にかかわらず使用する」を「あらかじめ市長の承認を得て、変更する」に改め、同条を第11条とする。

第8条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「認めたときは」の次に「、あらかじめ市長の承認を得て」を加え、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第8条 使用施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に定める利用料金を前納しなけれ

ばならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 設備の利用料金は別表第2に定める額とし、使用后、直ちに納付するものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用施設及び設備の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天変地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) センターを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸したとき。
- (7) その他センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条、第8条関係）

区分		午前	午後	夜間	全日	冷暖房
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1時間当 り
1階	会議室（1）	円 1,500	円 2,000	円 2,000	円 5,000	円 300
	会議室（2）	円 1,500	円 2,000	円 2,000	円 5,000	円 300

	西会議室（１）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	西会議室（２）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	西会議室（３）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	憩の部屋（右）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	憩の部屋（中）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	憩の部屋（左）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	2階	東会議室（１）	1,200	1,600	1,600	4,000
東会議室（２）		1,200	1,600	1,600	4,000	200
東会議室（３）		1,200	1,600	1,600	4,000	200
西会議室（１）		1,200	1,600	1,600	4,000	200
西会議室（２）		1,200	1,600	1,600	4,000	200
和室		1,200	1,600	1,600	4,000	200
大会議室		2,000	3,000	3,000	7,300	600

備考

- 1 超過使用は、施設の使用に関し支障がない限り1時間以内とし、超過利用料金は、その直前時間帯の冷暖房利用料金を除く利用料金の100分の30とする。
- 2 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 3 冷暖房利用料金は、1時間に満たない利用であっても1時間当たりの利用料金とする。
- 4 超過利用料金及び冷暖房利用料金は、使用后、直ちに納付するものとする。
- 5 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、冷暖房利用料金を除く利用料金の100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 6 営利とは、営利を目的とした業として行う活動をいう。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条、第8条関係）

区分	利用単価及び利用料金
電子複写機（用紙代除く。）	白黒 1枚 10円（両面の場合は20円） カラー 1枚 50円
電子複写機用紙代	コピー紙 A4版 1枚 1円

	コピー紙 A3版 1枚 2円 コピー紙以外 A3版 1枚 7円
大判カラープリンター（用紙代含む。）	白黒 用紙10cmにつき 40円 カラー 用紙10cmにつき 60円

備考

- 1 電子複写機で印刷できる用紙は、A3判の大きさを超えないものとする。
- 2 大判カラープリンターの利用料金は、使用したロール紙の長さに応じ算出するものとする。ただし、10cm以上使用した際に、10cmに満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、10cm未満の使用の際は10cmとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（伊賀市市民活動支援センター設置条例の廃止）
- 2 伊賀市市民活動支援センター設置条例(平成19年伊賀市条例第76号)は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の規定及び廃止前の伊賀市市民活動支援センター設置条例の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。